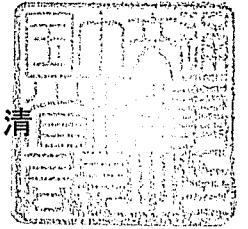


国海査第395号の2
平成21年12月24日

(社)日本船舶品質管理協会
会長 山田信三 殿

国土交通省海事局長
小野 芳 清



型式承認試験基準の廃止及び制定について

標記について、船舶の消防設備を定める告示(平成14年国土交通省告示第516号)が一部改正されたことに伴い、船舶等型式承認規則第6条第1項の規定に基づく型式承認試験のための基準を下記のとおり廃止及び制定しましたので通知します。

記

1. 「浸水警報装置の検知器の型式承認試験基準」 (別紙1)
2. 「浸水警報装置の警報盤の型式承認試験基準」 (別紙2)

